

平成24年度尾張旭市環境審議会会議録

1 開催日時

平成25年3月12日（火）

開会 午前 10時00分

閉会 午前 12時15分

2 開催場所

尾張旭市役所 南庁舎3階 講堂1

3 出席委員

伊豆原 浩二、松本 壮一郎、木村 修、市川 弘、秋田 雅博、小林 広繁（代理 谷口）、石原 正次、松原 圭子、浦野 達朗、千石 要、高橋 賢一、松岡 里枝

12名

4 傍聴者数

なし

5 出席した事務局職員

環境課長 森 重憲、環境課長補佐 鈴木 利幸、環境課環境係副主幹 山崎 力

6 議題等

- (1) 会長及び副会長の選出について
- (2) 平成24年度尾張旭市環境基本計画年次報告書（案）について
- (3) 環境基本計画中間見直しについて
- (4) 環境課取組み事業
- (5) その他

7 会議の要旨

事務局	本日はみなさまお忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。 ただいまから環境審議会を開催させていただきます。 はじめに環境課長よりあいさつをさせていただきます。
環境課長	環境課長の森と申します。よろしくお願いいたします。 本日は年度末と大変お忙しい中、環境審議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。 本日の審議会でございますが、昨年の任期満了にともない、11月1日付けで新たに委員の委嘱させていただいてから始めての開催となります。 今回の委嘱期間も平成26年10月31日までの2年間となっておりますので、よろしくお願いいたします。

	それでは、今回から新たに委員に委嘱させていただいた方もお見えになりますので、皆さまのご紹介をさせていただきたいと思いますが、ご紹介の方法につきましては、既にお配りしております名簿の順にお名前をお呼びいたしますので、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。 なお、日立オムロンターミナルソリューションズの小林様は本日都合により、代理で谷口様が出席しております。 それでは、名簿順にまず伊豆原委員からお願いします。
各委員	<順次 自己紹介・あいさつ>
環境課長	ありがとうございました。 次に、本日出席しております事務局職員の自己紹介をさせていただきます。
事務局	<順次 自己紹介・あいさつ>
環境課長	それでは、次に議題（１）本審議会の会長、副会長の選出についてです。 尾張旭市環境審議会規則第２条第１項では、会長及び副会長は委員の互選によると規定されております。 どなたか、会長及び副会長の推薦をしていただけないでしょうか。
木村委員	昨年までの事もよく分かっていらっしゃる伊豆原先生に会長をお願いしたいと思います。
環境課長	ありがとうございます。 他にご意見、ご推薦ございますか。 それでは、会長には伊豆原先生をお願いしたいと思います。 それでは、次に副会長のご推薦をお願いしたいと思います。
高橋委員	環境問題の専門家である松本先生をお願いしたらいいのではないのでしょうか。
環境課長	ただいま、松本先生のご推薦をいただきましたが、他にどなたかのご推薦はありますでしょうか。

	それでは、会長には伊豆原先生、副会長には松本先生という推薦につきまして、委員の皆さまの挙手によりご同意の確認をしたいと思います。
各委員	<挙手>
環境課長	ありがとうございました。挙手多数ということで、会長は、愛知工業大学の伊豆原先生、副会長は、同大学の松本先生にお願いしたいと思います。 伊豆原先生、松本先生恐れ入りますが、会長席、副会長席にお移りいただけますでしょうか。
	<座席移動>
環境課長	それでは、伊豆原会長から一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	<あいさつ>
環境課長	それでは、これからの議事の進行は伊豆原会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
会長	それでは、お手元に次第がございますので、次第に沿って進めさせて行きたいと思います。 あまり硬くならないよう、様々なご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
会長	それでは、議題（２）「平成２４年度尾張旭市環境基本計画年次報告書（案）について」ですが、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、環境基本計画年次報告書（案）について事務局より説明させていただきます。 座って説明をさせていただきます。 まず、最初に事務局から本日の資料の確認と訂正についてご案内させていただきます。 皆さまには事前に本日の資料として、「平成２４年度尾張旭市環境基本計画年次報告書ダイジェスト版（案）」、「環境基本計画

	中間見直しについて」、「環境課取り組み事業について」、「太陽光発電システムのご案内」をお渡しさせていただいております。 この中での「環境基本計画中間見直しについて」、「環境課取り組み事業について」につきましては、皆さまに配布後、間違いがございましたので、申し訳ありませんが、本日、お渡しさせていただいたものに差し替えをお願いいたします。 また、本日追加でお渡しした資料といたしまして、「緑のカーテン」事業についてのちらし、アンケート結果 になります。 お手元にございますでしょうか、もし足りないものがあれば予備がありますので、お申し出ください。 また、新しく委員になられたかたには、環境基本計画の冊子をご用意いたしましたので、ご確認ください。 それでは、議題に入りたいと思います。 本日は、「ダイジェスト版（案）」を使用してご説明をさせていただきますので、ご覧ください。 まず、表紙には、環境基本計画及び年次報告書の簡単な説明と計画の期間を記載しております。 尾張旭市環境基本計画とは、平成１６年に制定した環境基本条例に基づく計画で、本市の各種施策の環境面における基本的な方向を示す指針となるものです。 今ある環境を将来の世代により良くしながら継承し、誰もが健康で快適な市民生活を営むために、市、市民・市民団体、事業者が協力し、環境に配慮した総合的な取り組みを示すことを目的として平成１９年３月に策定しました。計画では、「環境を考え ともにつくる 私たちのまち」を望ましい環境像とし、この環境像を実現するため５つの分野別目標と１２の施策を掲げています。 次に「年次報告書」についてですが、年次報告書は、尾張旭市環境基本計画の適正な進行管理を図るため、その年度に市が取り組んできた各施策の実施状況について、実績を踏まえた評価を行い取りまとめたもので、毎年度、作成し、公表しています。 次に「計画の期間」についてですが、環境の保全及び創出にあたっては、長期的な視点に立つことが重要であると考えています。したがって、計画の期間は、平成３５年度を目標年次としており、中間年次は第五次総合計画の策定期限にあわせた平成２７年度としています。中間年次には、委員の皆さまから意見を頂戴し、本市を取り巻く環境、社会情勢の変化や、上位計画である第５次総合計画との整合を図りながら、施策や指標の見直し等を行う予定です。見直しの詳細については、議題の３で説明をさせて
--	---

	いただきます。 ページをめくっていただきまして、表紙の裏側には、「計画の進行管理体制」といたしまして、環境マネジメントシステム「PDCAサイクル」を基本とした進行管理の流れと下段には、ご意見や感想などのアイデアをいただくための募集方法などを記載しております。 ここで、修正事項といたしまして、アイデアの募集期間についての記述が抜けておりましたので、追加いたします。 意見等の締切日につきましては、平成25年4月19日（金）までとさせていただきます。 募集期間については、事務局といたしまして、審議会終了後、この報告書をホームページ等で公表します。その後約1ヶ月間を意見の募集期間とする考えとしております。 次に、1ページには各施策の実施状況といたしまして、右から、「分野別目標」、「施策」、「指標」といった、環境基本計画の施策の体系が一覧で確認できるようにまとめさせていただいております。 5つの目標、12の施策、33の指標とその下にはここには記載されておりませんが、33の各施策に係る環境関連の事務事業が100以上ございます。 このページ下段をご覧くださいますと、各施策に対する指標の評価のまとめを記載させていただきました。 なお、平成24年度年次報告書の指標の数値は平成23年度の結果をまとめたものです。皆さまに確認していただく時期がこのような時期になってしまったことにつきましては、事務局としてお詫び申し上げます。 では、平成23年度の指標の達成状況を見てみますと、約8割が目標値を達成できており、望ましい環境像の実現に向けて着実に進んできております。 しかし、「変化なし」や、「悪化」している指標もまだ2割あり、課題もまだまだ残されております。 2ページから6ページまでは5つの分野別目標に掲げる12の施策の進捗を見る指標の動向について、記載をしております。 そして、最終ページには、意見等の記入シートを添付しております。 では、2ページをご覧ください。 「分野別目標① 学び広げるまちづくり」、「施策1-1 環境教育・環境学習を進める」についてです。
--	---

	この施策には2つの指標がありますが、設定した指標の現状値を見ると、環境について学んだことのある児童生徒の割合は良好な状態で推移しているものの、環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合はほぼ横ばい状況となっています。 なお、指標の数値につきましては、基本的には、毎年度、通常業務の中で取得しているものが大半ではありますが、中には、本市が2年ごとに実施しております、まちづくりアンケートの結果から数値を取得しているものもあります。2番目の指標、「環境問題に関心を持って自ら学んでいる市民割合」の実績値が、そうしたものであり、それらの数値につきましては、カッコ書きで取得した年度が記載してあります。以降につきましても、同様の記載となっております。 この指標につきましては、前回（平成20年度）と比較すると1.6%減少しております。 現状の分析といたしましては、分野別目標3、施策3-1に掲載されている指標12「地球環境に優しい生活を送っている市民割合」（平成17年度46.4%、平成22年度66.2%）は順調に上昇していることから、環境については関心があり行動にも繋がっていますが、自ら学ぶことには繋がっていない状況となっております。 この施策につきましては、学校教育サイドと連携を図りながら、今後も現状の取り組みを継続するとともに、環境教育、環境学習を積極的に推進してまいります。 現状では、事業の内容、周知方法等について改善を図り、中間見直しでは、目標値の設定根拠等を検討し、より実態に繋がるような改善を検討します。 次に、「施策1-2 環境保全活動を進める」についてです。 この施策には2つの指標がありますが、基準値と比較しまして、「環境保全活動等に参加している市民団体数」、「環境保全活動参加者数」とともに順調に推移している状況であり、環境保全活動等に参加している市民団体数は、前年に比べ1団体増加しております。 しかし、近年は指標に大きな変化がない状況になっており、数値の硬直化が見られます。 今後も環境保全活動に対して支援を行うとともに、環境保全活動への参加や環境保全団体の設立を促進してまいります。 指標に関連した平成23年度の市の取り組みである（地域コミュニティ活性化事業）を見ると、地域活動への行政支援に対する
--	--

	満足度や地域活動が活発に行われている市民割合は目標値に達していない状況となっております。 今後は、より一層環境保全活動に対する支援や参加、設立促進等、地域活動の活性化を図ってまいります。 次に、3 ページ、「分野別目標② ごみのないまちづくり」、「施策 2-1 ごみを減らす」についてです。 この施策には3つの指標がありますが、すべての指標において、良好な状態で推移しており、ごみの排出量は減少しております。特に事業系ごみ排出量の減少は、目標に対して大きく上回っております。 今後も、生ごみ減量に関する補助事業や、市民団体・事業者の協力のもと、マイバッグ持参運動やレジ袋無料配布中止を継続して展開するとともに、市民一人一日あたりの家庭系ごみ排出量及び事業系ごみ排出量をさらに減少させる取り組みを推進してまいります。 次に、「施策 2-2 ごみを生かす」についてです。 設定した指標の現状値を見ると、家庭ごみに占めるリサイクルごみの割合は、基準値に比べると改善はされておりますが、環境事業センターにおけるリユース件数は大幅に減少しています。 リユース件数の大幅な減少の原因は、平成 23 年度（7 月）から実施した「粗大ゴミ有料化」の影響により、センターで回収する粗大ゴミの量が減少したことによるものです。 今後も、資源ごみ回収団体への支援や休日に加え平日も開設しているリサイクル広場の充実に努めるとともに、資源回収に関する意識啓発を行ってまいります。 また、環境事業センターにおけるリユース件数については、実態に合わせて目標値の見直しを検討していきます。 次に、「施策 2-3 ごみを適正に処理する」についてです。 「不法投棄箇所数」、「違法な焼却に関する苦情件数」の現状値は、ともに増加をしており、良好な状態とはなっておりません。 「違法な焼却」とはゴミを屋外で燃やす「野焼き」と言われるものであり、「野焼き」に対する苦情件数を指標としております。 違法な焼却に関する苦情件数の増加については、市民の野焼きに対する厳しい姿勢の表れであると思われます。 今後は職員による監視体制の強化や、平成 20 年度から実施している市民ボランティアによる環境パトロールの協力を得ながら、地域の環境監視に努めてまいります。 違法な焼却については法律で禁止されていますが、平成 17 年
--	---

	と比較し、年々増加傾向にあるのが現状でございます。 宅地や人口の増加等、環境変化の影響もあるかと思われますが、平成 21 年度に制定した「環境マナー条例」の中で違法な焼却の禁止についても明文化をしており、今後もより厳しい姿勢で環境保全、環境美化の促進に取り組んでまいります。 分野別目標 2「ごみのないまちづくり」に関連した事業の中で、「ピックアップ事業」として、市制施行 40 周年記念事業として平成 22 年度に実施した、市制 40 周年の大掃除 ～まち美化大作戦～ と銘打った市民や地域団体事業者等が市内全域を対象に環境美化運動の一環である「ごみゼロ運動（ごみ拾い）」を継続事業といたしまして、平成 23 年度にも実施いたしました。今後も引き続き行っていきますので、皆さまにご紹介させていただくとともに、ご協力をお願いしたいと思います。 次に 4 ページ、「分野別目標 3 地域で地球を考えるまちづくり」、「施策 3-1 地球温暖化を防ぐ」です。 設定した指標の現状値を見ると、すべての指標において良好な状態で推移しております。特に地球環境に優しい生活を送っている市民割合が増加しており、市民の環境意識の高まりが見られます。市では、平成 22 年度より引き続き、住宅用太陽光発電システムに対する補助事業を実施や、公共交通の利用促進、自動車の交通対策、公用車への低公害車の導入、緑化などに取り組みました。また、市制施行 40 周年記念事業として実施した「緑のカーテン事業」につきましても継続事業として、平成 23 年度も実施し、地球温暖化防止に対する意識の高揚を図る取り組みも実施いたしました。市役所庁舎には幅約 30 メートルのカーテンを栽培し、収穫できた「ゴーヤ」を市民に無料配布いたしました。 また、市民への啓発活動の一環として「ゴーヤ」や「アサガオ」の種も無料配布させていただきました。 次に、「施策 3-2 地球規模の問題に取り組む」についてです。 設定した指標は「施策 3-1」で確認したとおり、向上しており、市民の環境に対する意識の高揚が図られています。 今後も、地球環境に配慮したライフスタイルの定着に向けた取り組みを進めてまいります。 また、指標に関連した市の取り組み「家庭版環境 ISO 推進事業」では、家庭版 ISO の実施世帯数は目標に達しておりません。 効果的な PR 方法やより取り組みやすい内容への変更等を検討し、指標の向上に向けた改善を図ってまいります。 次に、5 ページ「分野別目標 4 自然とふれあうまちづくり」
--	--

	「施策 4-1 緑と水辺を守る」についてです。 「公共緑地面積」、「ため池面積」及び「農業振興地域における農地面積」の現状値は、良好な状態で推移しておりますが、「民有緑地面積」については、基準値と比較して、若干、減少いたしております。 民有緑地面積については、今後も生産緑地面積の減少が予想されるため、市民や事業者に対して協力を得ながら、個人宅、事業所等への緑化の推進を図ってまいります。 また面的な開発や宅地開発を行う場合には、事業者等の協力を得ながら、緑地の保全や緑化の推進を図ってまいります。 平成 22 年度に策定した「緑の基本計画」の計画に併せ、公共緑地やため池、農地等、残された緑地や水辺の計画的な保全、新たな緑の創出を図ります。 「緑の基本計画」とは、当初は平成 7 年度に策定し、平成 22 年度に見直しを実施し、新たに平成 37 年を目標年次とし、現在の社会変化に合わせた新たな計画を策定したものです。 次に、「施策 4-2 緑に親しむ」についてです。 設定した指標は、良好な状態で推移しております。 今後も市民や事業者との協働により、緑に親しむことができる空間の確保に努めるとともに、自然とふれあう機会の提供に努めてまいります。 また、今後も公園の緑や矢田川河川敷等の水辺空間について、維持管理や憩いの場となるような整備に努めるとともに、そうした場所の利用に繋がるような事業、イベント等の機会を増やし、指標のさらなる向上に努めてまいります。 次に、「施策 4-3 生き物に配慮する」についてです。 設定した 3 つの指標のいずれもが良好な状態で推移しています。今後も残された緑地や水辺を計画的に保全するとともに、動植物の保護のために必要な調査、対策を実施してまいります。 シラタマホシクサやサギソウなどの貴重な湿地植物が生育する吉賀池湿地の保全事業に取り組み、自然観察会の開催等、貴重な財産の PR も積極的に図ってまいります。 次に、6 ページ「分野別目標 5 暮らしやすい快適なまちづくり」、「施策 5-1 安全で健康な暮らしを守る」についてです。 設定した指標の現状値については、生活衛生環境に関する苦情件数の増加及びエコドライブを心がけているドライバーの割合の伸び悩みが見られますが、その他の指標はいずれも良好な状態で推移しています。
--	--

	公害関係苦情の総数は増加傾向にあり、特に騒音や悪臭に関する苦情が増加しております。 今後も快適でゆとりある都市空間の創出に努めるとともに、環境保全に関するマナー条例の運用や、平成22年度より実施している。環境保全指導員の、環境保全のための巡視や指導等を通じ、増加する苦情に対し、適切かつ迅速な対応ができるように取り組んでまいります。また、現在、136名の市民の登録がある「環境パトロールボランティア」の方々の活用を検討し、環境パトロールを推進し、地域の環境監視に努めてまいります。 次に「施策5-2 快適でゆとりある都市空間をつくる」です。 設定した指標の現状値を見ると、いずれも良好な状態で推移しております。 今後も、快適で、ゆとりある都市空間の創出に努めるとともに、環境保全に関するマナー条例の運用や、ボランティアによる環境パトロールを推進し、地域の環境監視に努めてまいります。 以上で5つの分野別目標、12の施策についての進捗を見る指標の動向についての説明を終わります。 この年次報告書につきましては、審議会終了後、速やかに、市ホームページ等で公表する予定です。説明につきましては以上です。
会長	ありがとうございました。 これにつきまして、ご質問、ご意見お願いいたします。
石原委員	報告書6ページ25番「生活環境に関する苦情件数」につきまして、中間目標の数字は本日の段階でこの目標を目指しているということでしょうか。
事務局	尾張旭市環境基本計画に中間目標と長期目標が記載されており、平成19年3月に基本計画を作成した当時の目標がこの数値だったということです。
石原委員	公害関係の苦情を減らすのは難しい状況とコメントされていますが、目標値は削減となっており矛盾が見られます。この数値はこの審議会で修正されるのでしょうか。
事務局	この数値はこの場での修正するのではなく、今後、25、26年度をかけて行う中間見直しで内容を検討していくものだと考えております。

会長	中間、長期目標といった数値の修正は今後の中間見直しの中で検討していくものとなるので、今この段階で修正するものではないというのが事務局の考え方ですが、今の石原さんのご質問は、年次報告書の中の表現方法がこのような形でいいのでしょうかといった部分もあると思います。 皆さんはいかがお考えですか。
松原委員	苦情の件数のカウントについてですが、同じ苦情が何回も申し立てられるような事案については、複数のカウントになるのでしょうか。
事務局	苦情の件数のカウントについては、同じ事案については1件のカウントになります。苦情の種類は様々なものがあり、担当課も環境課だけではなく、土木管理課の道路に関する苦情も含まれるため、総数としてはこのような数字になってしまうのが現状です。
会長	公害事案としては様々であり、大きなものや小さいものも含めてカウントされており、今後減少する見込みは少ない気がします。このような数字が指標として成り立つのかどうかというのが、石原委員のご意見の主旨だと思います。 報告書の現状の表現を「今後減少していくことは難しい状況です。」ではなく、「増加してきており、今後の対策が必要です。」といったような表現に改めたほうがいいのではないのでしょうか。
事務局	少し無責任な表現かと思いますが、ここの表現につきましては事務局で修正したいと思います。 また、石原委員のご質問、現状の1,244件に対して、中間目標900件、長期目標800件という数値が妥当なのかどうかと言われるればお答えしにくい面もございます。中間見直しでは見直す方向で検討していきたいと思っています。 事務局としては、苦情を減らしたいという思いを込めて設定しているのですが、現状の情勢から目標の達成は難しい時代になってきています。 件数そのものを指標としていいのかという点も含めて見直しをしていきたいと思っています。

石原委員	目標を達成したいがために、苦情を受け付けないといったことをしないようにしていただきたいと思います。
事務局	当時は苦情そのものを件数として出そうというのが考え方だったと思いますが、今後は苦情の解消率といったものも一つの指標として求められるのではないかと思います。 今の考え方は事務局としての一つの思案ですので、様々な検討をして、より望ましい指標にしていきたいと考えます。
会長	他にいかがでしょうか。
千石委員	5 ページ 緑地の項目ですが、民間の森林が様々な状況で減少していると思われます。私自身としては、ここの数値以上に減少しているような感じを受けるのですが、公共の緑地面積は若干増えているような記載となっております。矛盾を感じるのですが、その辺についてはどういう考え方になっているのでしょうか。 また、緑被率も減っている感じがしますが、その辺についてもご説明いただきたい。
事務局	緑地面積の指標については、環境課で把握しているものではないため詳細についてはこの場でご説明できる資料を持っておりません。改めて調べておきたいと思います。
会長	この件については後日でかまいませんので、担当課ともう一度確認をしておいてください。データの定義によって意味合いが違ってくると思います。
千石委員	環境課の仕事の内容につきまして、ゴミ処理業務が中心となっているような気がします。「緑を守る」、「生物多様性」といった自然に配慮したような政策をもっと推進出来ないのでしょうか。
事務局	必ずしもゴミに特化した環境課ではないと思っておりますが、環境という部門はとても広いものがございます。 昨年の審議会でも緑の計画的な保全が必要とのご意見もございましたが、市役所全庁的な対策といたしまして、「緑」や「環境」に配慮した政策について出来る限り努力していきたいと思えます。

松岡委員	公園整備や植樹について、生き物の生態系に配慮した樹木の選定も考えてほしい。桜のような見た目重視の樹木だけではなく、様々な生物も住めるように植生等も考慮した環境整備を考えてほしいと思います。
石原委員	4 ページに記載されている緑地面積等の指標について、もっと市民がどのように緑地の環境が守られているかを発見できるような指標に改めていく必要があるのではないのでしょうか。 この指標では、緑と水辺を守る政策として見出すことが難しい気がします。
会長	いまのお二人のご意見は参考にさせていただきたいと思います。 他にご意見いかがでしょうか。
浦野委員	調整区域面積の減少も緑が減っていく指標になるのではないのでしょうか。実感として、山を削られるというのをよく目にします。
谷口委員 (小林委員代理)	4 ページ 16 番の数値と 17 番の数値の合計は 21 番の数値になると思うのですが、ならないようです。数値が間違っているのではないですか。
事務局	再度調査し、改めて報告します。
会長	年次報告書の公表時期については、本日の審議会終了後、速やかに公表という流れになるのでしょうか。
事務局	はい、その予定です。
会長	この報告書については以上で、修正箇所等については事務局で再度検討していただき、若干の見直しをしたうえで公表するといったことでよろしいのでしょうか。 文章等の修正内容につきましては、私の方で事務局とやり取りをしたいと思います。
各委員	<異議なし>

会長	それでは、ご意見につきましては、事務局で修正していただき、その他の部分につきましては、原案のとおり承認いたします。
会長	それでは、次の議題「環境基本計画中間見直しについて」です。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議題（３）環境委基本計画の中間見直しについて説明をさせていただきます。 平成１９年３月に策定しました尾張旭市環境基本計画（計画期間：平成１９年３月～平成３５年度）におきまして、中間年次は第四次総合計画の目標年次である平成２５年度と記載しております。中間見直しの考え方についてですが、ご説明させていただきます。 現在の、「第四次総合計画」の期間は平成１６年度から平成２５年までのため、現在、「第五次総合計画」が平成２６年度から平成３５年度までの作成に向けて準備が進められており、平成２５年度において、目標値の設定、パブコメ等が予定されています。 現在の「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の期間は平成１６年度から平成２５年度までのため、次期「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の期間、平成２６年度から平成３５年度までの作成に向けて準備が進められており、平成２５年度において、目標値の設定、パブコメ等が予定されています。 尾張旭市環境基本計画内において中間目標は平成２５年度の数値の記載があり、数値の画定は２５年度末で確定するため、平成２６年度となります。 今回、尾張旭市環境基本計画の中間見直しについては、資料(1)から(3)を踏まえ、中間目標の数値及び長期目標数値を設定することが望ましいと考えております。 次に、中間見直しの今後の方針についてですが、平成２５年度の尾張旭市環境審議会において、中間見直しの方法を提示させていただきます。 また、平成２６年度の尾張旭市環境審議会において、見直し内容の整理・分析及び目標値を設定いたします。 説明につきましては以上です。
会長	ありがとうございました。 来年度に見直しの方法を検討する、再来年度に見直しを行うということですが、何かご意見はございますか。

浦野委員	パブコメというのはどのようなものですか。
事務局	最終形に近いたたき台を作成し、市民の皆さまに公表し、意見をいただくといったものです。環境基本計画は平成17年度から平成35年度までの長い期間の計画となります。その中のちょうど中間年次は平成27年度になりますが、環境基本計画作成時には平成25年度と計画書の中で明記しています。 しかしこの平成25年度というのは、第5次総合計画や新しいゴミ処理基本計画が同次期に出来上がります。 その出来上がった各種の計画書から様々な指標を取り込みたいといった思いがあり、当初の平成25年度で見直しますというのを1年繰り下げて行いたい。 そのために、今回の議案といたしましては、来年度については、その内容を皆さまに事務局案としてご提示し、またご意見をいただき、実際には26年度に行いたいといった内容となります。
石原委員	パブリックコメントといった市民の意見を聞くのは大変重要なことですが、環境課では、環境パトロールボランティアという事業を行っており、より専門的なご意見をいただける方々がいらっしやるのではないかと思います。 この方々の活動はどのようなものなのでしょうか、その活動が現在はマンネリになってしまっているといった事はないのですか。例えば、悪臭公害といった面でこの方たちはどのような報告をしていますか。報告等はどれくらい行われているのでしょうか。
事務局	環境パトロールボランティアについてですが、この方たちは個人の方で、環境に関心を持ち、何か活動をしたいと思われる方々にご登録をしていただき各々で活動をしていただいておりますが、基本的にはこれをやってほしいといった指示は環境課からはしておりません。 登録された方々が、地域で発見した様々な環境に良い点や改善点等についてご報告をいただいている事業になります。 現在136名の方の登録がございますが。必ずしも全てのかたが毎年報告をしていただいているといった状況ではありません。 年間の報告件数は10件から20件ぐらいであり、必ずしも有効に働いているとは言いがたい状況であり、ご指摘のあったマンネ

高橋委員	リ化しているといったご意見に対しては、あながち間違っていないのではないかと思います。 今後は、環境課職員だけでは対応できないような事案について、ボランティアの方々にご協力をお願いするといった事もできるのではないかと考えており、この方々の活用も今後の課題であると考えています。 環境パトロールボランティアには現在30名ぐらい、私の団体の団員が登録をしています。 尾張旭市は環境部の建て直しが必要であると思います。 職員数が少なく、自然に関する部分の専任担当職員が不在であるため、1人の職員が多くの部門を担当しており、負担がかかり、新たな政策を行う余裕が無いように思います。 そのために、ボランティア人材の活用は行政として有効な手段であり、このボランティアの方々の活用は今後重要になってくるのではないかと思います。
千石委員	尾張旭市で自然環境を担当する部署をきちんと作ることは重要ではないかと思います。
会長	このような内容のご意見は貴重ではないかと思います。 ただ、中間見直しの内容の審議が始まったら、今のような細かい意見を審議する場はなかなか無いと思います。 そのため、平成25年度では、このような細かい点を議論する場を作っていたらいいのではないかと思います。
松本委員	「環境基本計画」立ち上げの時も審議の時間が足りなかったのを覚えています。 審議会とは別に委員会等を作成し、開催をしてもいいのではないかと思います。 また、中間見直しについてですが、見直しをする上で、指標等の後退は絶対にないようにしなければいけないと思います。 指標の達成が難しいなら、目標を達成するためにはどのような対策をとったらいいかといった新たな対策をつけるような方法を考えていただきたいと思います。 作成当時はここで記載した数値に意味はあるのかといった不安な部分もございましたが、今になって改めて見てみると、意味があると気づいた点もあります。ぜひ、今現在の内容も重視して

	見直しを考えてほしいと思います。
秋田委員	市民からの意見の聴衆方法は今のままでいいのか。
松本委員	公表や一般市民からの意見の聴取方法については、新たな方法を考えたほうがいいのではないかな。
会長	石原委員、松本委員の意見は市民の意見が少ないとの内容だと思ひます。 審議会は年2回2時間ぐらひの開催時間しかありません。 この時間内では様々な意見を審議することは難しいと思ひます。この点について先ほども述べましたが、審議会ではなくどんな形でもいいのですが、意見を言える場を新たに作ることができればもう少し実のある議論ができるのではないかなと思ひます。
事務局	皆さまの意見を参考に、次年度はもう少し審議会を充実できるよう検討したいと思ひます。また意見を募集してもご意見が少ないのは我々の努力不足の点もござひます。ただ単にホームページに乗せてそれでよしという事ではなく、様々な工夫もしていききたいと思ひます。
会長	よろしくお願ひします。 様々な意見がありましたが、中間見直しは平成25年度、26年度で行いたいという事務局からの提案でしたが、皆さんよろしいでしょうか。
各委員	<異議なし>
会長	では次の議題「環境課取組み事業」について事務局より説明お願ひします。
事務局	<環境課取組み事業> ア 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業について イ 緑のカーテン事業について ウ 再生可能エネルギー等導入推進基金事業について 資料③④の内容について説明
会長	これについて何かご質問、ご意見はござひますか。

各委員	<特になし>
会長	今後、市民のかたに積極的な情報提供をお願いします。 それでは次にその他の報告事項「苦情問題」とのことで事務局から説明をお願いします。
事務局	苦情問題について説明させていただきます。 現在、野良猫問題は尾張旭市だけでなく全国的な問題となっています。野良猫自体は害鳥獣にあたらなく、市及び、保健所・愛知県動物保護管理センターも捕獲等行っておりません。 猫に関しましては、得意な方、そうでない方もお見えになります。中には、定期的に猫にエサを与える方がお見えになります。エサを与えないようお願いをいたしますが、法的に強制できません。このためその猫が近くの民家でフンをするとか、子猫を産むといったことが地域での問題となっています。 この問題について、横浜市の黒澤氏が「地域猫」という考え方を提案され、全国的に広まっております。 野良猫を地域の猫として管理するものであり、その方法といたしまして、地域、自治会単位ぐらいになりますが、野良猫を地域の猫として、地域の方が、猫のエサの管理・トイレの設置・清掃を行うものです。その中で一番重要なことは、野良猫の不妊手術を行うものです。 これにより、野良猫の繁殖をコントロールし、地域猫の一代の命を全うさせるが、繁殖をコントロールしているため、将来的に地域に野良猫がいなくなるというものでございます。 今後は、野良猫の問題が発生した場合、この「地域猫」の制度の説明・普及に努めたいと考えております。まだ、実施はしておりませんが、地域猫の実現に一生懸命に取り組んでお見えの市民の方もお見えになりますので、地域猫の実現に向け協力をしていきたいと考えております。 説明は以上です。
会長	何かご質問などはございますか。
浦野委員	アライグマはどうなっていますか。
事務局	アライグマは有害鳥獣として指定されておりますので、捕獲し

	処分を行っています。
会長	その他ご質問ございますか。
松原委員	PM2.5の対応はどうなっていますか。
事務局	愛知県の大気観測所のデータを基に、基準値が設定されており、基準値を超えた場合には各市町に注意喚起が届くようになっております。 そのうえで、市民に注意喚起するような対応を予定しております。既に光化学スモッグでの注意喚起方法につきまして、対応マニュアルがございますので、その内容に準じた対応を行っていきたいと考えております。
会長	ありがとうございます。 次にその他（２）「次回の環境審議会について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	「次回の環境審議会について」ですが、来年度につきましても、環境審議会では、環境基本計画の進捗状況の確認と環境基本計画中間見直しの方法に対するご提言を皆さまからいただきたいと考えております。 開催時期につきましては、今回の審議会の中で別の会議をといた意見もございましたが、審議会といたしましては、秋ごろを予定しております。 説明は以上です。
会長	みなさんよろしいでしょうか。 他にご意見もないようです。 大変長い時間、皆さまには貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。 これをもちまして、今年度の審議会を閉会とさせていただきます。